３　特定卸電気通信役務を提供する電気通信事業者は、当該特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結の申入れを受けた場合において、当該特定卸電気通信役務に関し、当該申入れをした電気通信事業者の負担すべき金額その他の提供の条件について提示をする時までに、当該申入れをした電気通信事業者から、当該提示と併せて当該金額の算定方法その他特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結に関する協議の円滑化に資する事項として総務省令で定める事項を提示するよう求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

４　総務大臣は、特定卸電気通信役務を提供する電気通信事業者が前項の規定に違反したときは、当該電気通信事業者に対し、公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

第三十九条中「第三十五条第一項及び第三項から」を「第三十五条第一項及び第三項から第三十八条第一項」に、「第三十五条第三項及び第四項」を「第三十五条第一項中「当該他の電気通信事業者が設置する電気通信回線設備と当該電気通信事業者の電気通信設備との接続」とあるのは「第三十八条の二第二項に規定する特定卸電気通信役務の提供」と、同項並びに同条第三項及び第四項並びに第三十八条第一項中「協定」とあるのは「契約」と、第三十五条第一項中「第三十二条各号に掲げる場合に該当する」とあるのは「同項に規定する正当な理由がある」と、同項及び同条第三項ただし書中「第百五十五条第一項」とあるのは「第百五十六条第二項において準用する第百五十五条第一項」と、同項及び同条第四項」に改め、「及び第四項並びに第三十八条第一項中「協定」とあるのは「契約」と、第三十五条第三項」を削り、「電気通信事業者」を「卸電気通信役務を提供する電気通信事業者」に改め、「「第百五十五条第一項」とあるのは「第百五十六条第二項において準用する第百五十五条第一項」と」、「第一項又は」及び「第三十九条において準用する」を削り、「、第三十八条第一項中」の下に「「電気通信設備又は電気通信設備用工作物（電気通信事業者が電気通信設備を設置するために使用する建物その他の工作物をいう。以下同じ。）の共用」とあるのは「次条第二項に規定する特定卸電気通信役務以外の卸電気通信役務の提供」と、」を加える。

第三十九条の二第三号中「第三十八条の二」を「第三十八条の二第一項」に改める。

第四十一条第三項中「適格電気通信事業者」を「第一種適格電気通信事業者」に、「基礎的電気通信役務」を「第一号基礎的電気通信役務」に改める。

第四十二条第五項中「適格電気通信事業者」を「第一種適格電気通信事業者」に改める。

第七十三条の二第一項第五号中「前各号に掲げるもののほか、」を「その他」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

第百七条第一号中「適格電気通信事業者」を「第一種適格電気通信事業者」に、「基礎的電気通信役務」を「第一号基礎的電気通信役務」に改め、同条第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　第百十条の三第一項の規定により指定された第二種適格電気通信事業者に対し、その全ての担当支援区域（同条第二項に規定する担当支援区域をいい、第二号基礎的電気通信役務（総務省令で定める規模を超える電気通信回線設備を設置して提供するものに限る。）を継続して提供している期間が総務省令で定める期間を超えるものに限る。以下この号において同じ。）における第二号基礎的電気通信役務の提供に要する費用の額が当該全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供により生ずる収益の額を上回ると見込まれる場合において、当該上回ると見込まれる額の費用の一部に充てるための交付金（第百十条の二第一項に規定する一般支援区域に係る交付金にあつては、当該交付金の額を算定する年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この節において同じ。）の前年度の第二号基礎的電気通信役務の提供に要した費用の額が当該前年度の第二号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額を上回る当該第二種適格電気通信事業者に対して当該上回る額を限度として交付するものに限る。）を交付すること。

第百八条の見出し中「適格電気通信事業者」を「第一種適格電気通信事業者」に改め、同条第一項中「、基礎的電気通信役務」を「、第一号基礎的電気通信役務」に、「適格電気通信事業者」を「第一種適格電気通信事業者」に改め、同項各号及び同条第二項中「基礎的電気通信役務」を「第一号基礎的電気通信役務」に改め、同条第三項及び第四項中「適格電気通信事業者」を「第一種適格電気通信事業者」に改め、同条第五項中「適格電気通信事業者」を「第一種適格電気通信事業者」に、「指定の」を「規定による指定の」に改める。

第百九条の見出し中「交付金」を「第一種交付金」に改め、同条第一項中「（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この節において同じ。）」を削り、「この節において単に「交付金」を「第一種交付金」に、「交付金の」を「第一種交付金の」に改め、同条第二項中「適格電気通信事業者」を「第一種適格電気通信事業者」に、「交付金の額を算定する」を「第一種交付金の額の算定をする」に、「前年度」を「当該算定の前年度」に、「この指定」を「の規定による指定」に、「基礎的電気通信役務」を「第一号基礎的電気通信役務」に改め、同条第四項中「交付金」を「第一種交付金」に改める。

第百十条の見出し中「負担金」を「第一種負担金」に改め、同条第一項中「支援業務」を「第百七条第一号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。第百十二条第一項において同じ。）」に改め、同項ただし書中「当該事業」を「当該電気通信事業」に、「この節において単に「負担金」を「第一種負担金」に改め、同項第一号中「適格電気通信事業者」を「第一種適格電気通信事業者」に、「指定」を「規定による指定」に、「基礎的電気通信役務」を「第一号基礎的電気通信役務」に改め、同条第二項から第八項までの規定中「負担金」を「第一種負担金」に改める。

第百十条の次に次の四条を加える。

（第二号基礎的電気通信役務一般支援区域等の指定）

第百十条の二　総務大臣は、支援機関の指定をしたときは、総務省令で定めるところにより、全国を総務省令で定める地域の単位に分けた区域（以下この項及び次項において「単位区域」という。）のうち次の各号のいずれにも該当するもの（同項各号のいずれにも該当するものを除く。）を第二号基礎的電気通信役務一般支援区域（以下「一般支援区域」という。）として指定することができる。

一　当該単位区域において第二号基礎的電気通信役務を提供するために通常要すると見込まれる費用の額から当該単位区域において第二号基礎的電気通信役務の提供により通常生ずると見込まれる収益の額を減じた額として総務省令で定める方法により算定した額が零を上回ること。

二　当該単位区域において現に第二号基礎的電気通信役務（総務省令で定める規模を超える電気通信回線設備を設置して提供するものに限る。）を提供している電気通信事業者（当該単位区域において当該第二号基礎的電気通信役務を継続して提供している期間が総務省令で定める期間を超える者に限る。）の数が一以下であること。

２　総務大臣は、支援機関の指定をしたときは、総務省令で定めるところにより、単位区域のうち次の各号のいずれにも該当するものを第二号基礎的電気通信役務特別支援区域（以下「特別支援区域」という。）として指定することができる。

一　次のいずれかに該当すること。

イ　前項第一号の総務省令で定める方法により算定した額が零を上回る場合において、当該上回る額が第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することが著しく困難であると見込まれる額として総務省令で定める額以上であること。

ロ　当該単位区域の地理的条件その他の総務省令で定める事項が第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することが著しく困難であると見込まれる場合として総務省令で定める場合に該当すること。

二　前項第二号に該当すること。